院　内　掲　示

当院は保険医療機関です。

入院基本料

当院は、厚生労働大臣の定める施設基準による有床診療所入院基本料１を行っている医療機関です。
当院には、看護職員が１０名以上勤務しています。

入院時食事療養(I)

当院は、厚生労働大臣の定める基準による食事の提供を行っている保険医療機関です。
入院時食事療養（Ｉ）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後６時以降）、適温で提供しています。

保険外負担に関する事項

当院は、以下の項目について、その使用料、利用回数に応じた実費の負担をお願いしております。

医療機器材料			オムツ等介護用品代(品名)	入数	
インジェクションパッド（丸バン）	１枚	１０円	リリーフパワフル尿とりスーパー　２番	３２枚	８００円
止血バンド	１個	７１５円	リリーフ尿とりパッドナイトロング　６番	３０枚	１，６００円
マスク	１枚	１０円	リリース紙パンツ専用Ｐ安心Ｆ無香	３６枚	１，２３０円
生活用品			リリーフ超うすリハパン　Ｍ～Ｌ	１８枚	１，３５０円
病衣	日額	５５円	リリーフ超うすリハパン　Ｌ～ＬＬ	１６枚	１，３００円
プリペイドカード（テレビ　890分）	１枚	１，０００円	リリーフパワフルテープ止め　Ｍ	３０枚	３，０００円
口腔ケアスポンジ（５０本入）	１箱	１，７６０円	リリーフパワフルテープ止め　Ｌ	２６枚	２，９５０円
文書料			ふきとりぬれタオル	７０枚	４３０円
診断書		１，１００円～ ５，５００円	ティッシュペーパー	５箱	４２０円
			サラヤプラスチックエプロン袖無	５０枚	４４０円

なお、衛生材料等の治療(看護)行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての実費や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は法令により認められておりませんので、負担をお願いすることはありません。

特別の療養環境室に関する事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準による特別の療養環境の提供を行っている保険医療機関です。なお、各室の室料差額は下記のとおりになっています。入室をご希望される方はご相談下さい。

３１２号	日額　４，４００円	３０２・３０３・３０５・３０６号	日額　２，２００円
３０７・３０８号	日額　３，３００円		

時間外診療

緊急の必要性はないが、患者様の自己の都合により、当院の表示診療時間内に診療を受けられない場合、患者様の希望により保険点数の時間外加算に相当する額(初診・時間外８５０円、休日２，５００円、深夜４，８００円、再診・時間外６５０円、休日１，９００円、深夜４，２００円)の徴収が認められることになりました。

院内感染防止対策

当院は、厚生労働大臣の定める基準による院内感染防止対策について、十分な設備と体制を整備した保険医療機関です。

医療安全管理対策

当院は、厚生労働大臣の定める基準による医療安全管理対策について、十分な設備と体制を整備した保険医療機関です。

褥瘡対策

当院は、厚生労働大臣の定める基準による褥瘡患者管理について、十分な設備と体制を整備した保険医療機関です。

意思決定支援・身体的拘束最小化対策

当院は、厚生労働大臣の定める基準による意思決定支援・身体的拘束最小化対策について、十分な設備と体制を整備した保険医療機関です。

自立支援医療

当院は、身体障害者福祉法(昭和２４年法律第２８３号)第１９条の２第１項の規定により更生医療を担当する保険医療機関(腎臓に関する医療)として、認定を受けています。

以下の施設基準を届けている医療機関です。

当院は、継続的に賃上げに係る取組を実施している医療機関として届け出ています。

１．有床診療所入院基本料１
　看護配置加算１
　夜間看護配置加算２
　看護補助配置加算１
　看取り加算
　栄養管理実施加算
　有床診療所急性期患者支援病床初期加算
２．入院時食事療養（Ｉ）
３．時間外対応体制加算１
４．明細書発行体制等加算
５．人工腎臓（慢性維持透析を行った場合１）
６．導入期加算１
７．透析液水質確保加算
８．慢性維持透析濾過加算
９．下肢末梢動脈疾患指導管理加算　（連携医療機関：医療法人岡村会　岡村病院）
１０．腎代替療法診療体制充実加算　（連携医療機関：医療法人仁栄会　島津病院）
１１．ＣＴ撮影及びＭＲＩ撮影（１６列以上６４列未満のマルチスライスＣＴ）
１２．がん治療連携指導料　（連携医療機関：独立行政法人国立病院機構高知病院）
１３．検査・画像情報提供加算
１４．電子的診療情報評価料
１５．外来・在宅ベースアップ評価料（Ｉ）
１６．外来・在宅ベースアップ評価料（Ｉ）の注５
１７．入院ベースアップ評価料１０７

＜診療時間＞

時　　間	月	火	水	木	金	土
９：００～１２：００	●	●	●	●	●	
１４：００～１８：００	●		●		●	

なお、詳細は窓口でご相談ください。
※土曜日は、人工透析のみ診療となります

高知市鴨部１０８５番地１
医療法人　成仁会　快聖クリニック
管理者　院長　　戦　泰和
℡　０８８-８５０－００３８

時間外対応体制について

当院の標榜時間外において、病気が急変した場合のお問い合わせを受け付けていますので、当院の電話番号８５０－００３８（診察券に記載されている）にご連絡ください。

病棟看護職員より医師へ連絡し、対応させていただきます。

原則として当院で対応いたしますが、やむを得ない事情で対応できない場合は、下記の医療機関と連携しておりますので、ご連絡ください。

＜連携医療機関＞

医療法人仁栄会　島津病院

高知市比島町４－６－２２

ＴＥＬ　０８８－８２３－２２８５

医療法人成仁会
快聖クリニック　院長

下肢末梢動脈疾患指導管理加算について

当院では人工透析時に下肢末梢動脈疾患指導管理加算を算定させていただきます。

専門的な治療体制を有している岡村病院と連携し、必要に応じて紹介しております。

【連携医療機関】

医療法人岡村会　岡村病院

高知市入明町１－５

ＴＥＬ　０８８－８２２－５１５５

医療法人　成仁会

快聖クリニック　院長

平成３０年４月１日
医療法人成仁会
快聖クリニック

「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成２２年４月１日より、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成３０年４月１日より、明細書を無料で発行することと致しました。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

生活習慣病管理料の施設基準に関する院内掲示

生活習慣病管理料は、高血圧症、脂質異常症、糖尿病に関して療養指導に同意した患者様が対象です。

患者様には個々に応じた目標設定のほか、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した『療養計画書』へ署名をいただく必要がございますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします

また、患者様の状態に応じ、医師の判断のもと、２８日以上の長期投薬を行うことがございます。

医療法人成仁会

快聖クリニック　院長

長期処方・リフィル処方せんについて
当院からのお知らせ

当院では患者さんの状態に応じ、

- **28日以上の長期の処方を行うこと**
- **リフィル処方せんを発行すること**

のいずれの対応も可能です。

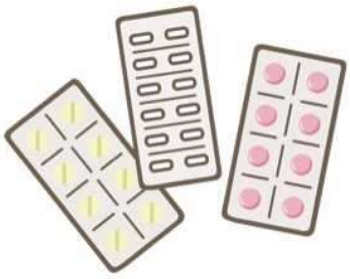

※　なお、長期処方やリフィル処方せんの交付が
対応可能かは病状に応じて担当医が判断致します。

リフィル処方せんとは？

症状が安定している患者に対して、医師の処方により医師及び薬剤師の適切な連携の下で、**一定期間内に、最大3回まで反復利用できる処方せん**です。

同一保険薬局で継続して調剤を受けることが出来ない場合は、前回調剤された薬局にもご相談ください

リフィル処方せんの留意点

i. 医師が患者の病状等を踏まえ、個別に投与期間を判断します。（最大３回まで）
ii. 投薬量に限度が定められている医薬品及び貼付剤（一部を除く）は、リフィル処方ができません。
iii. 薬剤師から、体調や服薬状況の確認のため、同一の保険薬局で調剤を受けることを勧める説明をすることがあります。
iv. 薬剤師から、次回の調剤予定の確認、予定される時期に患者が来局しない場合は、電話等により状況を確認することがあります。また、患者が他の薬局において調剤を受ける場合は、当該薬局に調剤の状況とともに必要な情報をあらかじめ提供することがあります。
v. 患者の体調変化を考慮し、リフィル処方せんの有効期間内であっても、薬剤師は、調剤を行わず患者に受診を勧め、処方医へ情報提供する場合があります。

電子処方せん
対応施設です

マイナ受付対応中

電子処方せんとは、これまで紙で発行していた
処方せんを電子化したものです

患者さんが電子処方せんを選択し、
医師・歯科医師・薬剤師が患者さんの
お薬情報を参照することに対して、同意することで、
複数の医療機関・薬局をまたがる過去のお薬情報に
もとづいた医療を受けられるようになります。
結果として、今まで以上に安心してお薬を受け取ることが可能になります。

「電子処方せん」のメリットとは？

これまで、紙で受け取っていた処方せんが電子化されるだけではなく、患者さんが同意することで、複数の医療機関・薬局をまたがる過去のお薬情報をもとにした診療を受けられるようになります。そうすることで、同じ効き目のお薬を処方すること（重複投薬）や良くないお薬の飲み合わせを今まで以上に確実に防ぐことができます。結果として、患者さんが窓口で支払う費用を抑えたり、家に多くのお薬が余ることを防ぐ（残薬抑制）ことができるといったメリットがあります。

詳しくはこちら！

電子処方せん

またはリーフレットを確認！

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare